



山形県公報

平成28年4月1日(金)

号 外 (10)

目 次

教育委員会関係

規 則

- 山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則…………… 1
- 山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則…………… 2
- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………同
- 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則…………… 3
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則……………同
- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………同
- 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………同
- 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
- 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則…………… 6
- 山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則……………同

訓 令

- 山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令……………同
- 山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………11
- 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………12
- 山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………同

告 示

- 昭和33年5月県教育委員会告示第11号(勤務評定書の様式)の廃止……………13

教育委員会関係

規 則

山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第2号

山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則

山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和33年4月県教育委員会規則第6号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第3号

山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則

山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年4月県教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第4号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和30年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第22号及び別記様式第25号中

事項	開設者	時間	修了（履修）年月日	対象免許種
教育の最新事情に関する事項			年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項			年 月 日	教・養・栄
			年 月 日	教・養・栄
			年 月 日	教・養・栄

を

領域	開設者	時間	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域			年 月 日	
選択必修領域			年 月 日	
選択領域			年 月 日	教・養・栄
			年 月 日	教・養・栄
			年 月 日	教・養・栄

に改める。

別記様式第26号中

事項	開設者	時間	修了（履修）年月日
教育の最新事情に関する事項			年 月 日
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

を

領域	開設者	時間	修了（履修）年月日
必修領域			
選択必修領域			
選択領域			

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第5号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

第4条第1項第1号中「理事、教育次長」を「教育次長」に改め、同項第6号中「中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改め、同条第2項中「理事及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第6号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年5月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第7号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表文化財・生涯学習課の項中「青少年教育施設担当」を「青少年教育施設担当、企画調整担当」

に改め、同表中

スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、 学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ 育成担当
---------	--

を

スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、 学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ 育成担当	に改め、同条第2項の表スポーツ
全国高校総体推進課	総務・企画担当、調整担当、競技・式典担当	

保健課の項中「、全国高校総体推進室」を削る。

第5条第1項第26号中「公立小中学校施設の」を「公立の小学校、中学校及び義務教育学校の施設」に改め、同条第2項中「同項第28号から第36号まで」を「同項第27号から第35号まで」に改める。

第7条第1項第5号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

第8条第1項第12号を削り、同条第2項中「及び第12号」を削る。

第11条第1項第16号を削り、同条第2項中「、同項第16号に掲げる事務は全国高校総体推進室で」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（全国高校総体推進課の分掌事務）

第11条の2 全国高校総体推進課の分掌事務は、平成29年度全国高等学校総合体育大会に関することとする。

第16条第1号中「公立小中学校」を「公立の小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第17条中「理事及び」を削る。

第19条の表中

理事	教育長の命を受けて教育庁の重要事項を掌理する。	を
教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。	

「教育次長 教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県規則第8号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号ロ及び第3号ロ中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

第60条第3号中「所長」を「所長（条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合にあっては指定管理者）」に改める。

第61条第1項中「者は」を「者は、条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改め、同条第2項中「前項」を「条例第5条第1項の規定により利用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第9号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「実習教諭」を「主任実習教諭、実習教諭」に改め、同条第2項中「、開校準備室長、開校準備専門員、開校準備主査」を削る。

第21条の表中	開校準備室長	開校に係る庶務及び事務を統括し、開校準備専門員、開校準備主査を監督する。	を
	開校準備専門員	開校準備室長を補佐し、担当業務を処理する。	
	開校準備主査	上司の命を受けて担当業務に従事する。	

主任実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける高度の知識経験を必要とする業務を担当する。	に改める。
--------	---	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第10号

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「副主任、主任主事」を「主任主事、副主任」に、「実習教諭」を「主任実習教諭、実習教諭」に、「寄宿舎指導員」を「寄宿舎指導員、栄養専門員」に改める。

第4条の表中	副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。	を
	主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。	
	主事	上司の命を受けて事務に従事する。	

主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。	に、
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。	
主事	上司の命を受けて事務に従事する。	
主任実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける高度の知識経験を必要とする業務を担当する。	

寄宿舎指導員	寄宿舎における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務に従事する。	を
--------	---	---

寄宿舎指導員	寄宿舎における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務に従事する。	に改める。
栄養専門員	高度な栄養に関する担当業務を処理する。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第11号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和50年7月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中 「山形県立村山産業高等学校」 を 「山形県立村山産業高等学校
山形県立東桜学館高等学校」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第12号

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則

山形県教育財産管理規則（昭和60年3月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会理事」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第13号

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則（平成21年3月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第2号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程（昭和42年4月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条の4」を「第49条の5」に改める。

第2条第3号中「規定する」を「規定する中学校、」に改める。

第17条第1項第2号を次のように改める。

(2) 審査請求書

第20条第1項中「別記様式第2号」を「別記様式第2号。知事の権限に属する事務の補助執行に係る文書の起案をする場合にあつては別記様式第2号の2」に改める。

第41条第1項を次のように改める。

処理の完結した文書は、次に定めるところにより、これを保存しなければならない。ただし、主務課長は、必要があると認めるときは、保存年限を変更することができる。

(1) 30年保存すべきもの

- イ 条例、規則及び訓令等の原議書
- ロ 中央官庁関係及び本県の通知で例規となるもの
- ハ 中央官庁又は知事部局との往復文書で将来の例証となるもの
- ニ 教育委員会会議に関する重要な文書及び会議録
- ホ 県議会に関する重要なもの
- ヘ 学校の設置、分合、廃止に関するもの
- ト 学校沿革誌
- チ 職員の任用及び賞罰等に関するもの並びに履歴書
- リ 審査請求及び訴訟、審理に関するもので重要なもの
- ヌ ほう賞及び表彰に関するもので重要なもの
- ル 恩給及び退職手当に関するもの
- ヲ 予算書及び決算書（総務課所管のもの）
- ワ 教育財産の取得及び処分に関するもので重要なもの
- カ 重要施策の計画及び経過に関するもの
- ヨ 統計書その他の図書で重要なもの
- タ 研究資料で重要なもの
- レ 許可、認可等で重要なもの
- ソ 原簿台帳等の簿冊で重要なもの
- ツ 各種貸付金に関するもので重要なもの
- ネ 簿冊等の廃棄の記録
- ナ その他重要なもので30年の保存を必要とするもの

(2) 10年保存すべきもの

- イ 中央官庁関係及び本県の通知で重要なもの
- ロ 審査請求及び訴訟審理に関するもので重要でないもの
- ハ 教育財産の取得及び処分に関するもので重要でないもの
- ニ 許可、認可等で重要でないもの
- ホ その他重要なもので10年の保存を必要とするもの

(3) 5年保存すべきもの

- イ 報告、届出等で重要なもの
- ロ 歳入、歳出その他現金出納に関するもので後日の証拠として必要なもの
- ハ 会計検査院に対する弁明書
- ニ 入学者の選抜及び成績考査に関するもの
- ホ 健康診断票及び歯の検査票に関するもの
- ヘ 学校医等の執務記録簿
- ト 学校日誌等学校運営に関するもので重要なもの
- チ その他5年の保存を必要とするもの

(4) 3年保存すべきもの

- イ 請願及び陳情に関するもの
- ロ 総務課整理以外の人事に関するもの
- ハ 出勤簿並びに物品の配付及び送付に関するもの
- ニ その他3年の保存を必要とするもの

(5) 1年保存すべきもの

- イ 通知、照会等で後日参照を必要としないもの
- ロ その他軽易なもの

第41条第4項中「第1項に規定する保存年限30年の」を「第1項第1号に規定する」に改める。

第42条中「前条第1項」を「第41条第1項」に改める。

第49条第4項中「第41条第1項」を「第41条第1項第5号」に改める。

第2章第4節中第49条の4を第49条の5とし、第49条の3を第49条の4とし、第49条の2を第49条の3とし、第49条の次に次の1条を加える。

（歴史的又は文化的な資料として価値を有する文書の管理）

第49条の2 総務課長は、前条第1項（保存年限を経過した文書で第42条ただし書の規定により各課において保存しているものに限る。）及び第3項の規定により廃棄される文書のうち、歴史的又は文化的な資料として価値を有すると認めるものについて、前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別に定める方法によりこれを管理するものとする。

別表第2号(1)本庁の項の表中

スポーツ保健課	スポ保
---------	-----

 を

スポーツ保健課	スポ保
全国高校総体推進課	全高総

に改め、同別表(4)高等学校等の項を次のように改める。

(4) 県立学校

学校名	文書記号
山形県立東桜学館中学校	東桜中
山形県立山形東高等学校	山東高
山形県立山形南高等学校	山南高
山形県立山形西高等学校	山西高
山形県立山形北高等学校	山北高
山形県立山形工業高等学校	山工高
山形県立山形中央高等学校	山中高
山形県立霞城学園高等学校	霞城高
山形県立上山明新館高等学校	上明高
山形県立天童高等学校	天童高
山形県立山辺高等学校	山辺高
山形県立寒河江高等学校	寒高
山形県立寒河江工業高等学校	寒工高
山形県立谷地高等学校	谷高
山形県立左沢高等学校	左高
山形県立村山産業高等学校	村産高
山形県立東桜学館高等学校	東桜高
山形県立北村山高等学校	北村高
山形県立新庄北高等学校	新北高
山形県立新庄南高等学校	新南高
山形県立新庄神室産業高等学校	新産高
山形県立米沢興譲館高等学校	米興高
山形県立米沢東高等学校	米東高
山形県立米沢工業高等学校	米工高
山形県立米沢商業高等学校	米商高
山形県立置賜農業高等学校	置農高
山形県立南陽高等学校	南陽高
山形県立高島高等学校	高島高
山形県立長井高等学校	長高
山形県立長井工業高等学校	長工高

山形県立荒砥高等学校	荒高
山形県立小国高等学校	小国高
山形県立鶴岡南高等学校	鶴南高
山形県立鶴岡北高等学校	鶴北高
山形県立鶴岡工業高等学校	鶴工高
山形県立鶴岡中央高等学校	鶴中高
山形県立加茂水産高等学校	加水高
山形県立庄内農業高等学校	庄農高
山形県立庄内総合高等学校	庄総高
山形県立酒田東高等学校	酒東高
山形県立酒田西高等学校	酒西高
山形県立酒田光陵高等学校	酒光高
山形県立遊佐高等学校	遊高
山形県立山形盲学校	山盲
山形県立山形聾（ろう）学校	山聾（ろう）
山形県立酒田特別支援学校	酒特
山形県立山形養護学校	山養
山形県立米沢養護学校	米養
山形県立ゆきわり養護学校	ゆき養
山形県立鶴岡養護学校	鶴養
山形県立新庄養護学校	新養
山形県立村山特別支援学校	村特
山形県立楯岡特別支援学校	楯特
山形県立上山高等養護学校	上高養
山形県立鶴岡高等養護学校	鶴高養

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号の2

記号番号	第 号	分類記号	・ ・		保存年限	年
収 受	年 月 日	簿 冊 名				
起 案	年 月 日	起 案 者	所 属 名 氏 名	課 (電話 印)		
決 裁	年 月 日					
施 行	年 月 日	文書取扱 主任者	業務総括者	業務管理者	公印管理者	
施 行 上 の 取 扱 い	委員会付議	例規	公報登載	外部公表	電子メール	
題 名						
.....						
.....						
【報告】 教育長						
【決裁】 決裁権者 課長						
(合議)						
(伺い)						
.....						
.....						
.....						
.....						

山形県教育庁起案用紙（補助執行事務用）（甲）

備考1 裏面の様式は、山形県教育庁起案用紙（補助執行事務用）（乙）と同様とする。

- 2 業務総括者及び業務管理者とは、山形県教育委員会業務管理規程第3条に規定する業務総括者及び業務管理者をいう。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

山形県教育庁起案用紙（補助執行事務用）（乙）

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第3号

本 庁
教 育 事 務 所
県 立 学 校
学校以外の教育機関

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程（昭和51年4月県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第9条中「衛生管理者を」を「法第12条第1項に規定する衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）を」に改め、同条第3号中「健康管理」を「健康の保持増進のための措置」に改める。

第11条中「第18条に規定する衛生委員会」を「法第18条第1項に規定する衛生委員会（以下「衛生委員会」という。）」に改める。

第12条第1項中「法第12条第1項の規定による衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）」を「衛生管理者」に改める。

第15条に次の1項を加える。

2 職員安全衛生管理者は、前項の産業医が事故その他やむを得ない事由によつて職務を行うことができないときは、他の有資格者を産業医として選任することができる。

第16条第1項第1号を次のように改める。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第16条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置（第38条の2において「面接指導等」という。）の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(3) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（第38条の3第1項において「心理的な負担の程度を把握するための検査」という。）の実施並びに法第66条の10第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第17条第1項中「選出」を「選任」に改める。

第29条中「実施する」を「教育委員会が実施する」に改める。

第30条中「伝染病」を「感染症」に改める。

第31条第1項第4号を次のように改める。

(4) 生活習慣病健康診断

第32条中「学校医」を「管理学校医」に改める。

第33条を次のように改める。

(健康診断の期間等)

第33条 産業医は、第31条第2項の規定により職員安全衛生管理者が定める健康診断の内容及び時期等に基づき、健康診断の期間及び場所を決定し、所属長に通知しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による通知を受けたときは、健康診断の内容を所属職員に周知するとともに、所属職員が前項の規定により決定された期間内に健康診断を受診できるよう配慮しなければならない。

第35条中「指定された期日又は」を「第33条第1項の規定により決定された」に改める。

第36条を次のように改める。

(健康診断の不参加者の取扱い)

第36条 職員は、自己の都合により第33条第1項の規定により決定された期間内に受診できなかったときは、当該健康診断の終了後1月以内に医師の診断を受け、当該健康診断に係る診断書を所属長を経由して産業医に提出しなければならない。

第37条中「疾病の」を「疾病を」に、「又は」を「、」に、「受けている者」を「受けている者及びその他の職員安全衛生管理者が別に定める者」に、「を免除する」を「の全部又は一部を免除する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 産業医は、前項の規定により健康診断を免除した場合には、必要に応じ当該健康診断を免除した者に対して必要な書類の提出を求めることができる。

第38条の2の次に次の1条を加える。

（心理的な負担の程度を把握するための検査等）

第38条の3 職員安全衛生管理者は、心理的な負担の程度を把握するための検査及び法第66条の10第3項に規定する面接指導等（次項において「検査等」という。）を行わなければならない。

2 前項の検査等の内容、対象となる職員等については、職員安全衛生管理者が別に定める。

第44条中「教育長」を「職員安全衛生管理者」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第4号

庁 中
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「職員の任用に関する規則（昭和32年9月県人事委員会規則4-1。以下「任用規則」という。）第4条第1号から第3号まで」を「地公法第15条の2」に改める。

第7条第3項中「理事及び」を削る。

第8条第1項第1号中「任用規則」を「職員の任用に関する規則（昭和32年9月県人事委員会規則4-1。以下「任用規則」という。）」に改める。

第10条第1項中「第9条に掲げる」を「別表第1の職級1から職級6までの」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第5号

県立学校

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県立学校職員服務規程（平成2年3月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県立の」を「県立の中学校、」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示13号

昭和33年5月県教育委員会告示第11号（勤務評定書の様式）は廃止する。

平成28年4月1日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬

涉

平成28年4月1日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成28年4月1日発行 発行人 山 形 県